



発行 新潟県
第 32 号
 令和3年4月23日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 535 土地改良区連合役員の就任届（農地計画課）
- 536 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 537 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 538 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 539 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 540 土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 541 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 542 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 543 道路の区域変更（道路管理課）
- 544 道路の供用開始（道路管理課）
- 545 道路の区域変更（道路管理課）
- 546 道路の供用開始（道路管理課）
- 547 道路の区域変更（道路管理課）
- 548 道路の供用開始（道路管理課）
- 549 歳入の徴収事務の委託（建築住宅課）
- 550 包括外部監査契約の締結（監査委員事務局）

公 告

- 一般競争入札の実施（ICT推進課）
- 一般競争入札の実施（障害福祉課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）

選挙管理委員会告示

- 21 個人演説会等を開催することのできる施設の指定報告（選挙管理委員会）
- 22 個人演説会等を開催することのできる施設の指定及び指定取消報告（選挙管理委員会）
- 23 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告（選挙管理委員会）
- 24 政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができなくなった政治団体（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第535号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条で準用する第18条第17項の規定により、佐渡市の佐渡土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和3年4月23日

新潟県佐渡地域振興局長

1 就任

理事 佐渡市潟端817

甲斐 陽一

就任年月日 令和3年3月29日

◎新潟県告示第536号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、東蒲原郡阿賀町の阿賀町津川土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨の届出があった。

令和3年4月23日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事	東蒲原郡阿賀町九島928番地	斎藤 順一(理事長)
理事	〃 天満766番地	渡部 秀春
理事	〃 平堀2059番地	杉崎 周一
理事	〃 平堀1953番地	杉崎 正治
理事	〃 九島1343番地4	後藤 和夫
理事	〃 平堀1165番地	杉崎 雄太
理事	〃 平堀1757番地	杉崎 廣文
監事	〃 津川366番地	長谷川 利雄
監事	〃 津川3756番地	薄 友一
監事	〃 広沢87番地	江川 一男
監事	〃 平堀1195番地2	杉崎 健一

就任年月日 令和3年4月4日

2 退任

理事	東蒲原郡阿賀町九島928番地	斎藤 順一(理事長)
理事	〃 平堀2059番地	杉崎 周一
理事	〃 平堀1165番地	杉崎 雄太
理事	〃 平堀1757番地	杉崎 廣文
理事	〃 津川366番地	長谷川 利雄
理事	〃 平堀1953番地	杉崎 正治
理事	〃 九島1343番地4	後藤 和夫
理事	〃 天満766番地	渡部 秀春
監事	〃 広沢87番地	江川 一男
監事	〃 津川3756番地	薄 友一
監事	〃 平堀1195番地2	杉崎 健一

退任年月日 令和3年4月3日

◎新潟県告示第537号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、田上町の田上郷土地改良区の定款の変更を令和3年4月15日認可した。

令和3年4月23日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第538号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、小千谷市の小千谷土地改良区の定款の変更を令和3年4月14日認可した。

令和3年4月23日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第539号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南魚沼市の五城土地改良区の定款の変更を令和3年4月15日認可した。

令和3年4月23日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第540号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営吉井入田池地区農用地保全施設整備（ため池等整備「地震・豪雨対策型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和3年4月26日から令和3年5月27日まで
- 3 縦覧に供する場所
柏崎市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第541号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和3年4月23日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
小倉川ダム	農業用排水施設整備（基幹水利施設ストックマネジメント）事業	佐渡市	令和3年3月19日

◎新潟県告示第542号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和3年4月23日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
新道	区画整理・農業用排水施設整備・農用地改良保全（経営体育成基盤整備「一般型」）事業	上越市	令和3年3月26日

◎新潟県告示第543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大面保内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
三条市長嶺字田屋敷1124番1から	新	3.7～13.0メートル	59.5メートル
同市長嶺字田屋敷1110番まで	旧	3.7～3.9メートル	59.5メートル

◎新潟県告示第544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 大面保内線
- 2 供用開始の区間
三条市長嶺字田屋敷1124番1から同市長嶺字田屋敷1110番まで
- 3 供用開始の期日 令和3年4月23日

◎新潟県告示第545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三和新井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市清里区荒牧字五反田1146番1から	新	8.0～14.2メートル	269.3メートル
同市清里区荒牧字上前田886番1まで	旧	7.5～14.2メートル	266.7メートル

備考 路線の重用
一部区間県道青柳高田線と重用

◎新潟県告示第546号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 三和新井線
- 2 供用開始の区間
上越市清里区荒牧字五反田1146番1から同市清里区荒牧字上前田886番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年4月23日

◎新潟県告示第547号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 多田皆川金井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市目黒町字野口366番1から	新	5.0～15.6メートル	100.8メートル
同市目黒町字郷通り413番1まで	旧	5.0～9.5メートル	96.1メートル

◎新潟県告示第548号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 多田皆川金井線
- 2 供用開始の区間
佐渡市目黒町字野口366番1から同市目黒町字郷通り413番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年4月23日

◎新潟県告示第549号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納事務を次のとおり委託した。

令和3年4月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 委託した事務
次の各号に定める歳入の徴収に係る未収金のうち一部の未収金の収納事務
 - (1) 新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）第18条の規定により徴収する家賃
 - (2) 同条例第57条の規定により徴収する駐車場使用料
- 2 受託者の氏名又は名称及び住所
弁護士法人 バンビル法律事務所
新潟市中央区医学町通2番町74番地 バンビル801号室
- 3 委託期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎新潟県告示第550号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和3年4月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
令和3年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 齋藤 康宏
住所 新潟市西蒲区馬堀6466番地1
- 3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告提出後に一括払、必要に応じ前金払

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県団体内統合宛名システム用ソフトウェア等一式の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和3年4月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称
新潟県団体内統合宛名システム用ソフトウェア等一式の借上げ
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
令和3年7月30日（金）
 - (4) 納入場所
新潟県庁（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）
- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等
 - (1) 交付期間 令和3年4月23日（金）から令和3年5月13日（木）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
 - (2) 交付場所 新潟県知事政策局ICT推進課スマート自治体推進班（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）
 - (3) 問合せ等 入札説明書による。
- 3 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和3年6月3日（木） 午前10時
 - (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室
- 4 入札に参加する者に必要な資格
本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
 - (4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
 - (5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

- (6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（令和3年4月23日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り。）を提出した者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和3年5月25日（火） 午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県知事政策局 ICT推進課スマート自治体推進班（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

ウ 提出方法 本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 令和3年5月31日（月） 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。）をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額（1に掲げる新潟県団体内統合宛名システム用ソフトウェア等一式の1か月当たりの賃貸借料をいう。）に110分の100を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）。以下同じ。）に100分の10に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の10に相当する金額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額（1に掲げる新潟県団体内統合宛名システム用ソフトウェア等一式の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(3) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ その他詳細は、入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

Niigata Prefectural Individual Identification Number Management System
System Software applications

(2) Time and place of bidding:

10:00 a.m. Jun 3, 2021

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

(3) For more information, contact:

ICT Promotion Division

Governor's Policy Bureau

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

〒950-8570

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県福祉保健部障害福祉課業務の支援に関する派遣業務の委託について次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年4月23日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

- (1) 委託案件の名称
新潟県福祉保健部障害福祉課業務の支援に関する派遣業務委託
- (2) 委託案件の仕様及び数量等
入札説明書による。
- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等
 - (1) 入札説明書の交付期間及び交付場所
 - ア 交付期間
令和3年4月23日(金)から令和3年5月6日(木)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後4時45分まで。
 - イ 交付場所
新潟県新潟市中央区新光町4番地1(新潟県庁12階)
新潟県福祉保健部障害福祉課
 - (2) 問合せ等
入札説明書による。
- 3 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和3年5月20日(木) 午前10時
 - (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁入札室(新潟県庁16階)
- 4 入札に参加する者に必要な資格
本件入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を含む。)であること。
 - (3) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (4) 新潟県内に本社又は支社、支店、営業所等を有する者であること。
 - (5) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないこと。
 - (6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
 - (7) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
 - (8) 国又は地方公共団体を契約相手方として、労働者を派遣した実績がある者。
 - (9) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に定める労働者派遣事業者の許可を受けていること。
 - (10) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずる体制を整備している者であり、プライバシーマークの認定又はISMS認証を取得している者又は令和3年4月23日(金)までに取得見込みである者。
 - (11) 本件入札の公告日から入札執行日までの間に、国又は新潟県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
 - (12) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 5 本件入札に係る参加資格の確認
 - (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出
本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。
この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。
 - ア 提出期間 令和3年4月23日(金)から令和3年5月10日(月)(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。)の午前9時から午後4時45分まで。
 - イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1(新潟県庁12階)
新潟県福祉保健部障害福祉課
 - ウ 提出方法 持参又は郵送とする。

なお、郵送による場合は、アの期限内に必着させるとともに、書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和3年5月12日(水)以降に書面で通知する。

6 入札の方法

(1) 入札の方法

入札は、次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書(封筒に入れ密封の上、上記1(1)の委託案件の名称及び入札者の商号又は名称を記入したものに限り、)を持参し、提出すること。

ただし、代理人が入札書を持参し、提出する場合は、3(1)に定める時刻までに委任状を提出し、代理権が確認された者でなければならない。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の委託案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り、)をもって3(1)に定める日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 入札金額は、派遣労働者1人1時間あたりの単価を記載すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

9 入札保証金

入札金額に100分の110を乗じた額に、入札説明書の1の(2)業務従事予定時間数を乗じて得た額の100分の5に相当する金額以上の金額(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

10 契約保証金

契約単価に入札説明書の1の(2)業務従事予定時間数を乗じて得た額の100分の10に相当する金額以上の金額(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

12 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。
- エ 提出された競争入札参加資格確認申請書等に記載されている内容については、本件入札に限るものとし、他に使用しない。

(2) その他

- ア 本件入札に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- イ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件入札及び契約の内容に関しては、日本国の関係法令、財務規則その他新潟県知事の定める規則の定めるところによる。

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和3年4月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 アクロスプラザ長岡A街区
所在地 長岡市四郎丸町字沖田146番地1 外
設置者 J A三井リース建物株式会社
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(小売業者を行う者の代表者の氏名及び住所)に関する届出
公告日 令和2年9月11日
- 3 意見の概要
 - (1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間
令和3年4月23日から令和3年5月23日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和3年4月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 アクロスプラザ長岡七日町B街区
所在地 長岡市福山町川原427-1 外
設置者 第一リース株式会社 他1者
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(小売業者を行う者の住所)に関する届出
公告日 令和2年9月11日
- 3 意見の概要
 - (1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和3年4月23日から令和3年5月23日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和3年4月23日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ウオロク長岡店

所在地 長岡市日赤町2丁目1番

設置者 株式会社ウオロク

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（小売業者を行う者の代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和2年9月11日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和3年4月23日から令和3年5月23日まで

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、三条市選挙管理委員会から、次のとおり指定があった旨の報告があった。

令和3年4月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
三条市大崎会館	三条市西大崎二丁目 27番33号	体育館 多目的室	1,105.00 109.00	令和3年4月1日
三条市大崎会館分館	三条市東大崎二丁目 14番9号	大集会室	101.00	令和3年4月1日

◎新潟県選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、柏崎市選挙管理委員会から、次のとおり指定及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和3年4月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定年月日
綾子舞会館	柏崎市大字女谷4529番地	綾子舞伝承稽古場	108.90	令和3年4月5日
高柳コミュニティセンター	柏崎市高柳町岡野町1849番地1	大会議室	157.69	令和3年4月5日
		中会議室	49.00	
		小会議室1	38.00	
		小会議室2	38.00	

2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
鶴川コミュニティセンター	柏崎市大字女谷4760番地1	民芸伝承館 体育館	79.34 330.00	令和3年4月5日

◎新潟県選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新発田市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和3年4月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

1 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
藤塚浜会館	新発田市藤塚浜1611番地1	集会室	116.00	令和3年4月1日

◎新潟県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和3年4月1日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体は、次のとおりである。

令和3年4月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
天野市栄後援会	天野市栄	天野美三男	新潟県阿賀野市榎船渡328番地1
阿部周夫後援会	太田博	太田庸子	新潟県五泉市寺沢5-6-1
阿部守男後援会	阿部隆士	阿部正行	新潟県小千谷市大字山本467番地
岩崎たかひさ後援会	岩崎隆寿	中山正年	新潟県佐渡市稲鯨1340
いのまた文彦後援会	猪股松雄	猪股文彦	新潟県佐渡市河崎2873番地5
大滝豊後援会	山本憲正	池亀郁雄	新潟県糸魚川市大字百川807番地乙
大島なおや後援会	大島直哉	大島美咲	新潟県新発田市東新町4-2-9
加藤なおと後援会	加藤尚登	八木義信	新潟県長岡市桂町155番地
加藤和雄後援会	長谷川重雄	長谷川重雄	新潟県新発田市佐々木82

小杉かずや後援会	飯嶋豊	船山一雄	新潟県村上市長井町1-9
牛腸利栄後援会	松沢勇一	牛腸明仁	新潟県五泉市本田屋1090
佐藤たかゆき経済同友会	佐藤卓之	佐藤泰子	新潟県三条市大字泉新田22
新風会	天野市栄	天野美三男	新潟県阿賀野市榎船渡328番地1
自立のまち津南を発展させる会	滝沢元一郎	中熊弘隆	新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊444
島田えりこ後援会	島田英里子	樋口明弘	新潟県十日町市川治820-5
鈴木たくや後援会	竈嶋正	高櫻芳明	新潟県妙高市白山町3-11-41
竹田眞一郎と妙高市の未来を創る会	竹田眞一郎	竹田眞一郎	新潟県妙高市大字大鹿2023番地
たかおか輝夫と村上市の発展を目指す会	福井悦子	嵩岡輝夫	新潟県村上市飯野桜ヶ丘3-18
地域政党日本新生	天野市栄	天野美三男	新潟県阿賀野市榎船渡328番地1
十日町・津南の将来を心配する会	島田英里子	樋口明弘	新潟県十日町市川治820-5
西山ひでひと後援会	西山英仁	西山栄子	新潟県南蒲原郡田上町大字吉田新田丁183
新潟維新の会	佐藤幹夫	佐藤幹夫	新潟県新潟市西区浦山1丁目4-2
新潟県政治報道連盟	三國隆榮	森山民夫	新潟県新潟市東区宝町3-23
ぬくもりの佐渡山本けんじ育てる会	山本健二	山本健二	新潟県佐渡市真野新町363
ほんま良秋後援会	本間良秋	宮澤徳正	新潟県新発田市住吉町1-10-16-11
ほんま清人後援会	本間清人	本間毅	新潟県村上市南町2丁目12番17号
未来創生	近藤英雅	上野伸子	新潟県見附市学校町1丁目10番27号
宮崎みつお後援会	大沼長栄	井村均	新潟県新発田市荒川1863番地
安沢孝雄後援会	安沢操	安沢孝雄	新潟県村上市飯野1-3-31
山際あつし応援団	山際敦	古寺治彦	新潟県新潟市中央区鑑西1-5-5
山本みゆき後援会	山本美幸	山本卓也	新潟県新潟市江南区横越上町2-2-4
八百板いさお後援会	八百板勲	小林育雄	新潟県新潟市西蒲区旗屋565-4番地